

## 自らの安全を守るために! 道路を横断するときは「ハンドサイン」で!!

県内では、道路横断中の歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。こうした、交通事故を防止するためには、ドライバーが「横断歩道を横断中の歩行者や横断しようとする歩行者がいる場合に一時停止する」などの交通ルールを守るとはもちろん、歩行者も「自らの安全を守るための交通行動」を実践することが重要です。この交通行動の1つとして、「ハンドサイン」があります。

### ●ハンドサインとは

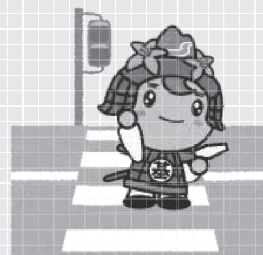
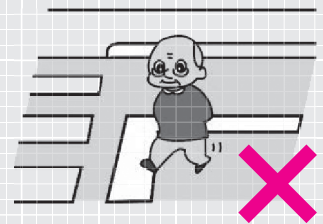
- ・手を上げる
- ・手を差し出す
- ・ドライバーに顔を向ける
- ・ドライバーの目を見る

### ●自らの安全を守るための交通行動

- ・横断の意思表示!  
ドライバーに対してハンドサインで「横断の意思表示」を明確に行いましょう。
- ・安全確認!  
車が止まってくれても油断せず、安全を確認してから横断を始めましょう。
- ・横断中も気を付ける!  
横断中も、左右から車が近づいてきていないか、確認しながら渡りましょう。

### ●横断歩行者が守るべき交通ルール

- ・横断歩道を利用!  
横断歩道のある場所の付近では、横断歩道を横断しなければなりません。
- ・斜め横断の禁止  
斜めに道路を横断してはなりません。(スクランブル交差点を除く。)
- ・直前直後の横断の禁止  
車両等の直前や直後で横断してはなりません。
- ・横断禁止場所の横断の禁止道路標識で横断が禁止されている場所では、道路を横断してはなりません。



## 不安をあおって契約させる

### 給湯器の点検商法に注意

事例



数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費用は約50万円だという。高額だし不審なのでこの契約をやめたい。(70歳代)

ついでに助言



- ★点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- ★点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- ★購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- ★給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- ★契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。
- ★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください

(参考：独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報 第478号より)

消費生活コラム vol.55  
注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします